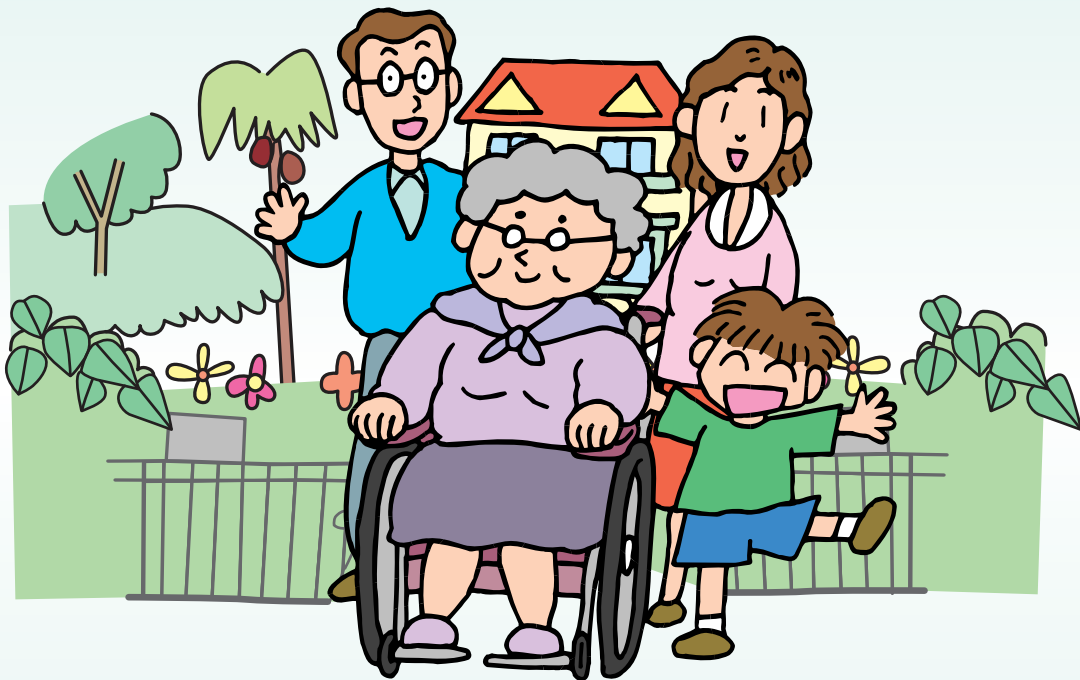


第 2 次 那覇市地域福祉計画

< 概要版 >



私たちは赤ちゃんからお年寄りまで、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせることを願っています。

住民が適切なサービスが受けられるとともに、今住んでいる地域そのものが、健やかに安心して暮らせる場所になること・・・一人ひとりの顔が繋がり、地域において日常的にお互いが分かり合える関係が築けることが望まれています。

「地域福祉」はこれらのことがあたり前になること、つまり「普段着の福祉」によるまちづくりと言えます。

平成22年 3 月
那 覇 市

「那覇市地域福祉計画」とは

「那覇市地域福祉計画」は、“普段着の福祉”から一人ひとりの想いが生かされ、誰にとっても健やかに安心して暮らせる地域へと発展するためのしくみづくりを示すための計画です。平成 17 年 3 月に第 1 次地域福祉計画を策定し、地域福祉にかかる施策を推進してきました。今回、さらなる地域福祉に関する取り組みを推進するために総合的な見直しを行い、より具体的な内容へと改訂しました。「第 2 次那覇市地域福祉計画」の計画期間は平成 21 年度から平成 25 年度までの 4 年間です。

目標 1 住民による支え合いで地域力を育む

地域の主人公は、住民一人ひとりです。

地域の課題を自ら解決する「地域力」を発揮できるのも住民一人ひとりです。

要援護者を支えるためには団塊の世代や 20 代 30 代の若い世代を含んだ幅広い世代の支え合いにより「地域力」を育むことがますます必要になっています。

「地域力」を育むために、日頃から住民が行っているさりげない支え合いや助け合いから、住民一人ひとりの“想い”や“力”を引き出し、住民等による多様な活動に活かします。

目標 2 地域で必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくる

最適な支援や必要な情報が届くようにするために、地域で生活を支援する仕組みや住民と地域の福祉関係者とのネットワークをつくとともに、行政と事業者の連携だけでなく住民の積極的参加を求め、健康や福祉に関する相談支援体制を確立し、各種サービスの質の向上を図ります。



目標 3 安心・安全で快適なまちづくりを推進する

災害時等における要援護者の安否確認や救助等が円滑に行えるように、住民、事業者、行政、その他関係組織が連携して支援対策に取り組み、安全に、そして安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、年齢、性別、障がい、国籍といった人それぞれの特性や違いを超えて、すべての人にとって利用しやすく安全で快適なまちづくり等をめざす「ユニバーサルデザイン」の視点で、生活環境の向上を目指します。

第2次 那覇市地域福祉計画

基本理念 **赤ちゃんからお年寄り みんなが主役 なはのまち ～ 支え合い あんしん育む ゆいまーる ～**

地域福祉を展開する上での視点 ①住民主体<わたしたちが> ②個人の尊重<一人ひとりを大切に> ③協働<みんなで支え合って> ④地域資源の活用<人材や資源の有効活用>
⑤地域性<地域らしさを大切に> ⑥安心・安全<暮らしやすさを大切に> ⑦世代を超えた交流<赤ちゃんからお年寄りまで>

目標1 住民による支え合いで地域力を育む

1 支え合いの推進

- ①「支え合いの輪」づくりの推進
 - ・単位民児協ごとに支え合いマップ担当者を配置
 - ・支え合いマップ担当者への研修
 - ・支え合いマップづくりを通して友愛訪問や居場所づくりへ繋げる
 - ・支え合いマップづくりを通して個別支援へ繋げる
- ②地域支え合い会議の推進
 - ・地域相談センター区域ごとの地域福祉ネットワークづくりの推進
 - ・地区担当コーディネーターの配置
- ③民生委員・児童委員と自治会、NPO、健康福祉団体の連携強化
 - ・小学校区コミュニティモデル事業の実施
 - ・16区域の単位民児協を小学校区へ編成
 - ・民生委員・児童委員推薦準備会の立ち上げ
- ④配達事業者と連携した地域福祉ネットワークの推進
 - ・配達事業者と連携した見守り、声かけ運動
 - ・那覇市高齢者「食」の自立支援サービス事業での安否確認

2 担い手の育成

- ①福祉教育の充実
 - ・ジュニアボランティアの育成
 - ・市内小中学生への疑似体験等セミナーの実施
- ②民生委員・児童委員と福祉協力員による小地域活動の活性化
 - ・福祉協力者への「福祉協力員」養成講座を実施し、民生委員の活動をサポート
- ③健康・福祉ボランティアの養成と展開
 - ・ボランティアコーディネーターの設置
 - ・各種ボランティアの養成
- ④地域福祉基金などによる健康福祉団体等への支援
 - ・「地域福祉基金」「源河基金」「NPO活動支援基金」による福祉団体への助成

3 活動の場の充実

- ①既存施設の有効活用
 - ・市役所内のコミュニティ支援の役割を持つ組織の一元化を含めた検討
 - ・支所や庁舎におけるコミュニティスペース整備の検討
 - ・児童館や老人福祉センター、障害者福祉センター等社会福祉施設における利用者層の拡大
 - ・学校敷地内等への放課後児童クラブ室の設置
 - ・那覇市総合福祉センターの利用者拡大のための環境整備
- ②世代を超えて誰もが集える「場」づくりの支援
 - ・地域に存在する保育所・幼稚園の活用
 - ・「ふれあい・いきいきサロン（居場所）」の開設・運営支援
 - ・「場」づくりにつながる情報やノウハウの提供および「地域福祉基金」「NPO活動支援基金」の活用
- ③地域ふれあいデイサービスの拡充
 - ・地域ふれあいデイサービスの開催地域拡充
 - ・男性層を呼び込むためのメニューづくり

目標2 地域で必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくる

1 情報の入手

- ①住民が情報を入手できる仕組みづくり
 - ・ラジオ、広報誌、ホームページ等による情報発信の充実
 - ・テレビ、新聞などマスコミとの連携
 - ・コミュニティ放送など口コミ情報の活用
 - ・防災行政無線を活用した地域の情報発信
 - ・電子相談システムや電子メールマガジンの充実
 - ・医師会、歯科医師会と連携した地域の福祉情報の提供
 - ・ボランティア団体など地域の福祉団体が情報交換する場の提供

2 相談支援体制の整備

- ①市役所内での相談支援体制の強化
 - ・適切な窓口案内やサービスへつなげられる取り組みの検討
 - ・健康福祉サービス全般における職員研修の充実強化と専門性向上のための社会福祉士等採用
 - ・「地域ケア会議」（那覇市）要保護児童対策地域協議会」（那覇市）障がい者自立支援協議会」の活動充実
 - ・コーディネーターの配置による発達障がい者の支援
 - ・保健師による健康相談
 - ・ホームレス支援団体と連携したホームレス相談の対応
- ②地域における相談支援体制の充実
 - ・地域相談センターにおける民生委員・児童委員と協力した高齢者とその家族の相談対応
 - ・地域の中で問題を抱えた障がい者への相談対応
 - ・保健センター、北保健センターでの健康相談、訪問指導
 - ・ふれあい相談室における一般相談及び法律相談

3 権利の擁護

- ①日常生活自立支援事業（権利擁護）の推進
 - ・日常生活自立支援事業（権利擁護）の待機者解消
- ②成年後見制度利用支援事業の推進と法人後見への対応
 - ・成年後見制度利用支援事業の周知と利用促進
 - ・法人後見事業の実施と運営体制の整備
- ③健康福祉オンブズマン制度の導入
 - ・健康福祉オンブズマン制度の導入検討



目標3 安心・安全で快適なまちづくりを推進する

1 災害時等の要援護者支援

- ①災害ボランティアの育成
 - ・一般ボランティア、専門ボランティアの登録促進と研修実施
 - ・自主防災組織の充実
- ②災害時等要援護者支援体制の整備
 - ・災害時支援者リストの充実
 - ・災害ユイマール登録制度の利用促進
 - ・災害時要援護者の情報共有、個人情報取扱のルールづくり
 - ・「災害時一人も見逃さない運動」に連動した協力者づくり
 - ・災害時に対応できる住民ボランティアリーダーの養成
 - ・福祉避難所の指定

2 ユニバーサルデザインのまちづくり

- ①福祉のまちづくりの推進体制の充実
 - ・市民や事業者対象の講演会、シンポジウム等の開催
 - ・推進協議会（仮称）の設置
- ②バリアフリー情報の発信
 - ・バリアフリー情報マップの充実
- ③住民主体によるユニバーサルデザインの推進
 - ・障がい当事者の広聴の推進
 - ・サービス介助セミナー等研修会の開催

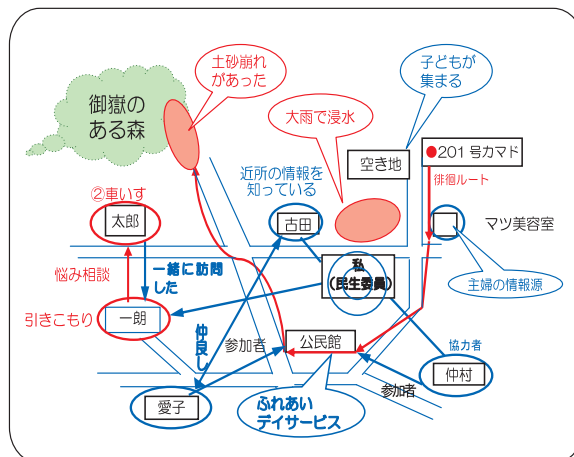


取り組みの具体例

支え合いマップづくりと地域ネットワークづくり

「支え合いマップ」とは「気になる場所」「気になる人」や「気になる人に関わっている人」との関係を線でつなぎ、住民のふれあいや日頃どのような支え合いがあるかを記した地図のことです。

この「支え合いマップづくり」から地域住民同士や地域関係者との顔がつながり新たな支え合いが生まれ、このネットワークをもとに地域で支援が必要な当事者の課題を地域で解決できるように、民生委員・児童委員へ支え合いマップづくりの研修などを行い、支え合いマップづくりの周知に努めます。



住民主体の地域支え合い会議の開催

地域住民だけでは解決困難な事案に対応するため、地域の専門家等を加えて協議する「地域支え合い会議」をすべての地域相談センター区域ごとに開催することを目指し、地域福祉ネットワークづくりを推進します。

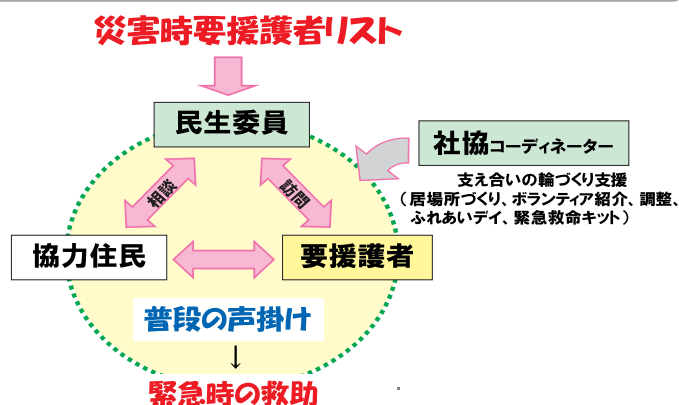
成年後見制度の周知拡大と法人後見の実施

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方を擁護するため、「成年後見制度」「成年後見制度利用支援事業」の周知と利用促進を図ります。

また、那覇市社協において法人後見事業を開始し、関係機関との連携、運営体制について整えます。

災害時一人も見逃さない体制づくり

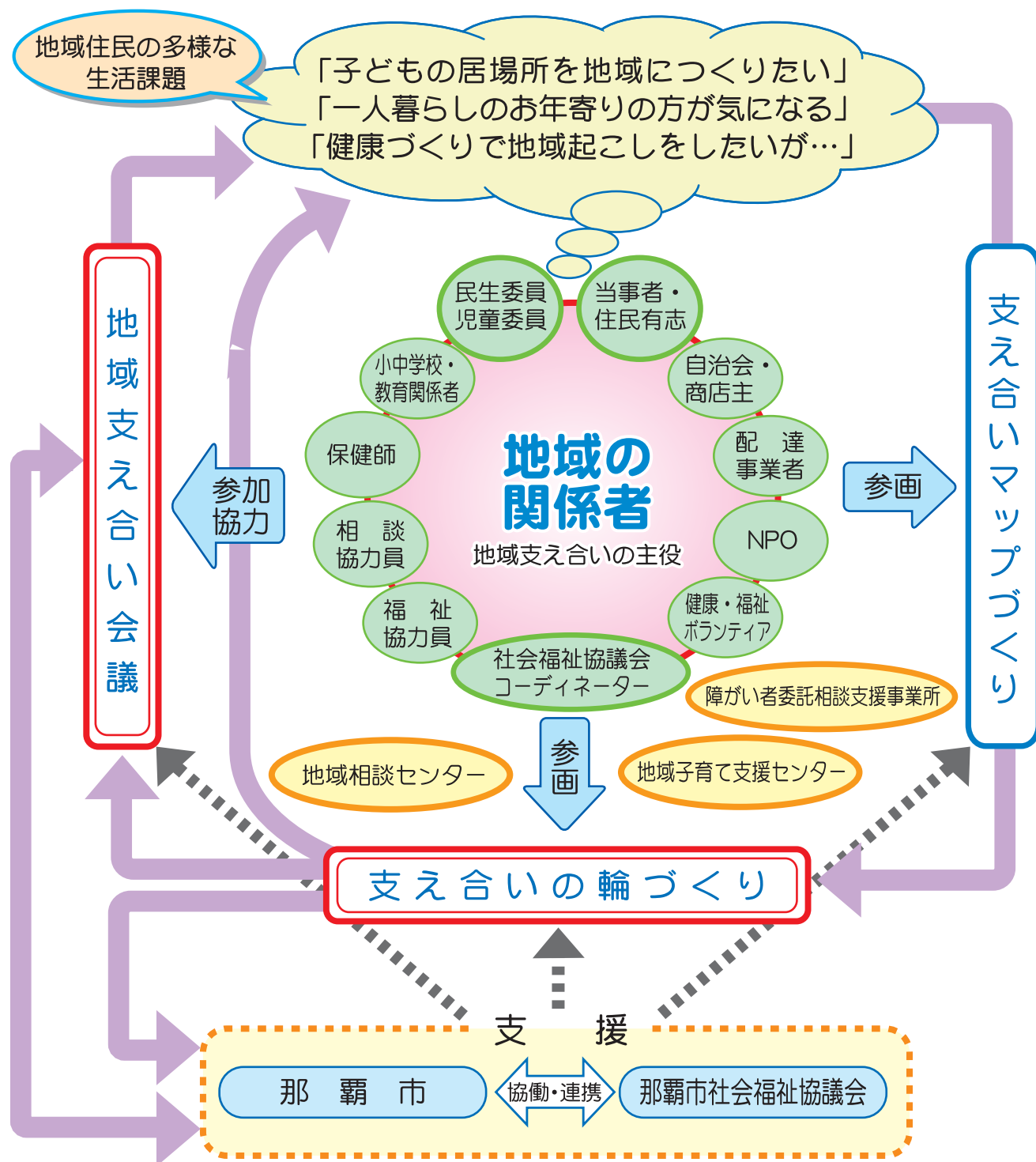
災害時等の緊急時における迅速な安否確認や救出等につなげるために、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等について、市役所内の機関において要援護者の情報の共有を進めるとともに、災害時における個人情報の取扱ルールを確立していきます。



福祉のまちづくり推進員活動の充実と活用

福祉のまちづくりに向けて市民や事業者等への啓発を図っていくため、先導的役割を果たす福祉のまちづくり推進員を中心に活動を充実させていきます。推進員との協働により、市民や事業者対象の講演会やシンポジウムを開催すると同時に、地域の小中学生を対象にバリアフリーセミナー等を行い、地域や親を巻き込んだ啓発活動を進めていきます。

地域住民による支え合いの仕組み



● この計画に関するお問い合わせ先 ●

那覇市 健康福祉部 福祉政策課

〒900-8585 沖縄県那覇市上之屋1丁目2番1号

電話番号 (098) 862-9002・FAX番号 (098) 862-0383

電子メール h-hsou001@neo.city.naha.okinawa.jp

ホームページ <http://www.com-net.city.naha.okinawa.jp/wel/tiiki/index.html>